

【高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を希望される方は必ず事前にお読みください】

令和5年度 定期予防接種

高齢者肺炎球菌ワクチン(23価)*説明書

「高齢者肺炎球菌」予防接種は、平成26年10月1日から予防接種法に基づく定期の予防接種になりました。接種を希望する方は、この説明書をお読みになり、対象者、予防接種の効果、副反応や健康被害救済制度などをよく理解し、かかりつけ医とよくご相談のうえ接種してください。

* 23種類の肺炎球菌の成分が含まれています。

対象者 富士見市・ふじみ野市・三芳町に住民登録があり、本人が接種を希望し、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）の接種を1回も受けたことがない方で、下記の①または②に該当する方

① 令和5年度の対象年齢（定期接種の対象になるのは今年度のみです。）

令和5年度に 次の年齢になる人	生年月日
65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方
70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方
75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方
80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方
85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれの方
90歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方
95歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれの方
100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方

② 接種日に、満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方（各障がいともおおむね身体障害者手帳の1級程度）。

接種ができる期間 令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

接種回数 1回

対象となる期間中であれば、1年を通じて接種できます。体調の良い時に接種してください。

※インフルエンザワクチンと異なり、毎年接種するワクチンではありません。

自己負担金 3,000円（公費負担額を差し引いてある金額）

対象者のうち、生活保護受給世帯は無料です。医療機関の窓口で受給証をご提示ください。

※過去に肺炎球菌ワクチン（23価）の接種を受けたことがある方は、定期予防接種の対象外です。（万が一、1回でも接種を受けたことがある方が接種をした場合、全額自己負担となりますので十分ご注意ください）

接種方法

直接、富士見市・ふじみ野市・三芳町（二市一町）の実施医療機関にお申し込みください。実施医療機関に、必要な書類（予診票）があります。

接種時は、健康保険証など住所と生年月日が確認できるものをご持参ください。

二市一町の実施医療機関以外で接種を希望する場合は、必ず事前にお住まいの予防接種担当課にお問い合わせください。

定期接種の対象者について（国の方針）

《令和5年度までの対象者について》

この期間は、各該当年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方を対象とします。

現時点では、定期接種を受ける機会は対象者に該当する年度のみとなります。かかりつけ医とよくご相談のうえ、計画的な接種をご検討ください。

なお、接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方（各障がいともおおむね身体障害者手帳の1級程度）については、定期接種の対象となるのは、生涯1回限りです（例えば60歳で接種を受けた方は、65歳となった時には対象となりません）。

※どの年度においても、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を1回も接種をしたことがない人が対象です。

《接種を希望する本人の意思確認の必要性》

この予防接種は、主に個人の発病・重症化防止目的のために行うものであることから、ご本人が自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ、接種を行います。また、接種を受けるご本人が、麻痺などがあって希望書（予診票の下欄）に自署ができない場合や、正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人に接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法にもとづく接種はできません。全額自己負担となります）。

ワクチンの効果と副反応

肺炎球菌性肺炎は成人でかかる肺炎の25～40%を占めています。肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンは、そのうちの23種類の血清型に効果があります。また、この23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるという研究結果があります。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎（ほうそうえん。広い範囲がぼんやり赤く硬くなつてはれ、痛む）様反応等が報告されています。その他、以下のような副反応の報告があります。

報告頻度	5%以上	1～5%	1%未満	頻度不明
全身症状		倦怠感、違和感、悪寒、発熱	ほてり	無力症
筋・骨格系		筋肉痛		関節痛、関節炎、CK(CPK)上昇
注射部位	疼痛、熱感、はれ、発赤	硬くなる	かゆみ感	可動性の低下
精神神経系		頭痛		感覚異常、熱性けいれん
呼吸器			咽頭炎、鼻炎	
消化器			気持ちが悪くなる	嘔吐
血液				リンパ節症・リンパ節炎、白血球数増加
皮膚			皮疹	じんましん、多形紅斑
その他		ALT(GPT)上昇	わきの下の痛み	血清病、CRP上昇

※ 新製剤及び旧製剤で認められた副反応を記載

厚生労働省「高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種Q & A」より抜粋

★このワクチンを前回の接種から5年以内に再接種した場合、接種した部分が硬くなる、痛む、赤くなるなどの症状が強く出ることがあります。

★平成23年2月1日から平成26年9月30日までの期間に、2市1町で実施していた任意接種（接種費用の一部助成があったもの）の履歴が不明な場合は、各市町へお問い合わせください。

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（医療機関（施設）の体温計で適切に測定し、37.5℃（腋窓温度又はこれに相当するもの）以上の者）
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（＊通常接種後30分以内に起こる、汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のこと）を起こしたことがある方
- ④新型コロナウイルスワクチンの接種日から原則、前後13日以上の間隔が空いていない方
- ⑤上記にあげる方のほか、予防接種を行なう事が不適当な状態にある方

予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患や発育障がいなどのある方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）の既往がある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方
- ⑥ 脾臓摘出をされた方は、保険適応で接種することができますので、医師へご相談ください。

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後24時間は副反応（健康状態の変化）の出現に注意しましょう。特に、接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意し、医師（医療機関）とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動は避けましょう。
- ③ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化、さらに高熱、けいれん等の異常な症状があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ④ 接種した方は、③の場合において、医師の診察を受けたときは、速やかに各市町の予防接種担当課に連絡してください。
- ⑤ 接種を受けた後に出現した症状が予防接種後副反応報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ報告が行われますが、接種を受けたご本人またはその家族からも報告を行うことができます。詳細は、各市町の予防接種担当課へお問い合わせください。
- ⑥ 接種当日の入浴は差し支えありません（接種部位を強くこすることはやめましょう）。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ご不明な点は、かかりつけ医または下記の問い合わせ先へご相談ください。

令和5年3月3日作成（令和5年4月1日適用）

（問合せ）

富士見市健康増進センター TEL：049-252-3771

ふじみ野市保健センター TEL：049-264-8292

三芳町役場健康増進課 TEL：049-258-0019

母子保健担当